

平成 27 年 6 月 30 日
中 部 地 方 整 備 局

御嶽山における土砂災害防止法に基づく 緊急調査終了について

平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火後、翌 28 日から土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第 29 条第 1 項に基づく緊急調査を実施してきたところですが、気象庁により平成 27 年 6 月 26 日に御嶽山の噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 2（火口周辺規制）に引き下げられる等、火山活動が低下しており、火山活動の再活発化は考えにくく、重大な土砂災害が急迫している状況ではないと認められるため、平成 27 年 6 月 29 日をもって当該緊急調査を終了することを同法第 29 条第 2 項の規定に基づき、同日、長野県知事へ通知しましたのでお知らせします。

【配布場所】 中部地方整備局記者クラブ、飯田市役所記者クラブ、木曽合同庁舎記者室、塩尻桔梗ヶ丘記者クラブ

【解 禁】 平成 27 年 6 月 30 日 14:00

【本記者発表に関するお問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局 河川部 地域河川課長 松尾 修

建設専門官 丹羽 俊一

TEL 052-953-8257



平成26年9月27日 御嶽山噴火
気象庁 噴火警戒レベル3
28日緊急調査開始

中部地方整備局では、御嶽山の噴火に対し、
噴火翌日平成26年9月28日から※緊急調査を継続。

※土砂災害防止法に基づく緊急調査（法29条）

重大な土砂災害の急迫している状況において、市町村が適切に
住民の避難指示等の判断等を行えるよう、土砂災害の想定される
区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する
土砂災害については、国土交通省が緊急調査を行うこととしている。

特に高度な技術を要する土砂災害：
火山噴火に起因する土石流、河道閉塞に起因する土石流及び湛水

平成27年6月26日 気象庁により
噴火警戒レベルが3（入山規制）から2（火口周辺規制）に
引き下げられる等、火山活動が低下。

→火山活動の再活発化は考えにくく、
重大な土砂災害の急迫している状況でない認められる。

6月29日 中部地方整備局
土砂災害防止法に基づく緊急調査を終了。

<留意事項>

- ・今後も大雨時には、通常時と同様に、土石流等の土砂災害の発生に注意が必要です。
- ・火山活動が再活発化し、噴火による新たな降灰があった場合には、緊急調査を実施する場合があります。

10月5日 濁沢川の小流域
地獄谷において**土石流発生**
他の溪流では土石流発生無し
（累加38mm、時間最大12mm）

平成27年1月21日 気象庁
立入制限区域 4km→3km
3月31日 3km→2km 地獄谷方向2.5km

4月19日～21日 噴火後最大降雨
前線豪雨による土石流発生無し
（累加215.5mm、時間最大19.5mm）

5月23日王滝村、 6月5日木曾町
入山規制を概ね3kmまで縮小

6月26日 気象庁
噴火警戒レベル 3 → 2
立入制限区域 2km → 1km

6月29日 緊急調査終了